

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td>ア～オ (略) カ アの適用を受けている Xi のうち、データ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。) を選択している Xi が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 4～第 5 (略)</p> <p>第 2 表～第 7 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 2 月 10 日経企第 1778 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	ア～オ (略) カ アの適用を受けている Xi のうち、データ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。) を選択している Xi が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。	(略)	(略)	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td>ア～オ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第 4～第 5 (略)</p> <p>第 2 表～第 7 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 9 (略)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	ア～オ (略)	(略)	(略)
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	ア～オ (略) カ アの適用を受けている Xi のうち、データ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます。) を選択している Xi が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額パック (ファミリーシングルパック及びファミリーシェアパックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。																
(略)	(略)																
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	ア～オ (略)																
(略)	(略)																

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p style="padding-left: 20px;">1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td>ア～カ (略) キ アの適用を受けている FOMA のうち、データ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます。)を選択している FOMA が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 10 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 2 月 10 日経企第 1778 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。 (料金の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用	ア～カ (略) キ アの適用を受けている FOMA のうち、データ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます。)を選択している FOMA が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。	(略)	(略)	<p>第 1 章～第 12 章 (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料</p> <p style="padding-left: 20px;">1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td>ア～カ (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 6 表 (略)</p> <p>別表 1～別表 10 (略)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用	ア～カ (略)	(略)	(略)
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用	ア～カ (略) キ アの適用を受けている FOMA のうち、データ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます。)を選択している FOMA が、その適用を受けている料金月において、I P 通信網契約サービス契約約款に規定する「光単独タイプビジネス割」の適用を受けていることを当社が確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るアに規定するデータ定額バック (ファミリーシングルバック及びファミリーシェアバックを除きます) の割引額について、それぞれの割引額から 700 円減額して適用するものとします。																
(略)	(略)																
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の 6 データ定額バックに係る定額通信料の割引の適用	ア～カ (略)																
(略)	(略)																

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第15章 (略)

料金表

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基 本 使 用 料 の 適 用

(略)	(略)																	
(2) 光単独タイプビジネス割の基本使用料の減額適用	<p>ア 光単独タイプビジネス割（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、第1（基本使用料）の（1）のアに規定する基本使用料の料金種別のうち、プロバイダなしプランを選択している定期契約者から申出のあったIP通信網契約について、第2（料金額）に規定するそのIP通信網サービスの基本使用料の額を、次表に規定する金額に読み換えて適用することをいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">プロバイダなしプラン</td> <td rowspan="2">第1種契約に係るもの</td> <td>ドコモ光戸建単独タイプ/東</td> <td>4,300円 (4,644円)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光マンションタイプ/東</td> <td>3,100円 (3,348円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種契約に係るもの</td> <td>ドコモ光戸建単独タイプ/西</td> <td>4,300円 (4,644円)</td> </tr> <tr> <td>ドコモ光マンションタイプ/西</td> <td>3,100円 (3,348円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引は、次のいずれかに該当する場合は、選択することができません。 (ア) そのIP通信網サービスの定期契約の契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。 (イ) 他に申出があったIP通信網契約の契約者名義と同一（契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）となる定期契約（基本使用料の料金種別がプロバイダなしプランであるものに限りません。）がないとき。 (ウ) その契約者が、IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、一括して支払うことを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p>	区分		料金額（月額）			次の税抜額 (かっこ内は税込額)	プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,300円 (4,644円)	ドコモ光マンションタイプ/東	3,100円 (3,348円)	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,300円 (4,644円)	ドコモ光マンションタイプ/西	3,100円 (3,348円)
区分		料金額（月額）																
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)																
プロバイダなしプラン	第1種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/東	4,300円 (4,644円)															
		ドコモ光マンションタイプ/東	3,100円 (3,348円)															
	第2種契約に係るもの	ドコモ光戸建単独タイプ/西	4,300円 (4,644円)															
		ドコモ光マンションタイプ/西	3,100円 (3,348円)															

[現 行]

第1章～第15章 (略)

料金表

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基 本 使 用 料 の 適 用

(略)	(略)
-----	-----

<p>(工) 本割引の適用を受ける I P 通信網サービスが契約者以外の者 (契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合するものを除きます。以下この欄において同じとします。)の業務の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるものであるとき。</p> <p>(オ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ウ 本割引の適用の開始は、本割引を開始する申出があった日 (その申出があった時点において契約者回線の提供を開始していないときは、契約者回線の提供を開始した日) を含む暦月からとします。</p> <p>エ 当社は、本割引を選択している契約者からその割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、本割引の適用を受けている I P 通信網サービスが次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 契約の解除があったとき (当社が別に定めるものを除きます。)</p> <p>(イ) 本割引の適用を受けている暦月の末日時点においてイの (イ) に規定する条件に該当することを当社が確認したとき</p> <p>(ウ) その他イに規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>オ 本割引の適用を廃止する場合は、その廃止日を含む暦月の末日までの基本使用料を割引適用の対象とします。</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>
<p>第 2 ～第 4 (略)</p> <p>第 2 表～第 3 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (平成 28 年 2 月 10 日経企第 1778 号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p>	<p>第 2 ～第 4 (略)</p> <p>第 2 表～第 3 表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>